

○厚生労働省告示第五百八号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月二十六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第百五十一号を第百五十二号とし、第四十二号から第百五十号までを一号ずつ繰り下げ、第四十一号の次に次の一号を加える。

四十二 N―〔三―〔五―（四―クロロフェニル）―H―ピロロ〔二・三―b〕ピリジン―三―カルボニル〕―二・四―ジフルオロフェニル〕プロパン――スルホンアミド（別名ベムラフェニブ）及びその製剤